

社会福祉法人秀光会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀光会(以下「法人」という)の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事、評議員選任解任委員、評議員をいう。

(役員会への出席報酬)

第3条 役員が各々の役員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし一日に役員会等が複数回に及ぶ場合は、5,000円を日当とする。

(役員報酬)

第4条 役員が役員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のため法人の施設内で業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決と理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規定は令和3年4月1日より施行する。

別表1 役員会出席報酬等

名 称	報 酬 (日当)
理事会出席報酬等 評議員選任解任委員会 評議員会	5,000円

別表2 役員業務等報酬

名 称	報 酬 (日当)
監事監査指導報酬等 役員業務等	5,000円

別表3 役員出張報酬

名 称	報 酬	旅 費
役員出張費等	1日 10,000円	実 費
	半日 5,000円	実 費